平成２４年（フ）第２９１号
神奈川県三浦市三崎５丁目3806番地先協同組合三崎まぐろ加工センター内
破産者　カネマタ食品株式会社
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４３９号
静岡県榛原郡吉田町住吉5436番地の905
破産者　株式会社東海物流
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９１号
京都市中京区西堀川三条下ル下八文字町702番地京染会館５階
破産者　株式会社楽都
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
神戸市西区今寺31番地の１　サンシティ今寺202号
破産者　坂上　精二
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目１番34号
破産者　マリン環境株式会社
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９号
山口県周南市大字鹿野上3434番地
破産者　有限会社都濃印刷
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７６号
神奈川県厚木市上依知270番地７　ラピス上依知201、前住所神奈川県綾瀬市綾西２丁目１番４号
破産者　橋本　　孝
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１７号
静岡県浜松市東区小池町150番地の２　セジュールＴＡＫＡ103号
破産者　髙山　守人
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５７６号
福岡県大野城市若草４丁目２番２号　コーポ森山101号
破産者　秋吉　政江
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９号
福岡県北九州市八幡西区御開１丁目16番８―405号、開始決定時の住所福岡県直方市神正町３番23号
破産者　坂田　幸一
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第９２２号
札幌市清田区清田１条２丁目５番１号　ＴＮ清田205号
破産者　石川　　勤
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目９番４号　レオパレス桜ケ丘第３―105
破産者　菅原　隆司
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
仙台市泉区南光台南２丁目８番41号　シャンプルエイト103
破産者　勝井　理喜
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
静岡県藤枝市藤枝５丁目８番18号
破産者　瀧井あさ子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７９号
京都市北区紫野西藤ノ森町３番地の１
破産者　小北電子こと　小北　竜夫
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
兵庫県加古川市平岡町土山1033番地の６　土山アパートＢ号、開始決定時の住所兵庫県加古川市平岡町土山384番地の18
破産者　眞尾　佳弘
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８４号
広島市東区戸坂桜東町７番５―201号
破産者　長尾恵士子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
福島市東浜町10番19号　コート・アシューレ102、従前の住所福島市鎌田字新町10番地の７　幸荘203号
破産者　佐藤美千穂
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９４号
神奈川県藤沢市石川１丁目４番地の１　フリーデンハイム102号
破産者　麻生　幸男
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部